

JBCF GUIDE

2014-2

<競技編>

JBCF公式ホームページアドレス <http://www.jbcf.jp/>

JBCF 事務局 本部

〒141-0021東京都品川区上大崎3-3-1 自転車総合ビル5階

TEL : 03-5475-8781 FAX : 03-5475-8740

E-mail : info@jbcf.or.jp

JBCF 事務局 事業部

〒270-1101 千葉県我孫子市布佐3265-59

TEL : 04-7189-0100 FAX : 04-7189-0022

平成26年2月24日発行

一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟
Japan Bicyclist Club Federation

D.大会実施要項共通項目

※赤字は 2014 年より追加、改変事項となります

1. 大会参加料（別途消費税 8%※）

(1) JBCF 主催・共催ロード大会 1 選手あたり：

- ① 男子選手 6,000 円
- ② 女子選手 3,000 円
- ③ ユース、ジュニア選手 3,000 円

(2) 食事、宿泊、交通費等の費用は用意いたしません。

(3) 普及、後援事業等のその他の大会：

大会主催者との協議により決定。チーム戦は別に定めるので、大会毎の要項を参照のこと。なお、申込方法はエントリーシステムを使用できない大会もあるので注意すること。

(4) JBCF 主催トラック大会 1 選手あたり

- ① 男子選手 7,000 円
- ② 女子選手 3,000 円

※昨年まで法人設立後 3 年間の消費税免除だったが、本年から大会参加料のみ消費税負担となる。

2. 登録料および大会参加料等の支払い方法

(1) 別紙案内の「ゆうちょ銀行 自動払込み」によるものとする。

(2) 自動払込みとは、事前に JBCF 事務局へ利用申込みをした、ゆうちょ銀行の通常貯金口座から、自動的に引き落とすものであり、引落日は毎月 1 回、月末(当該日が銀行休業日の時は翌営業日)に設定する。なお、利用申込みから引落しまで 1 カ月程度の準備期間を要するため注意すること。

(3) 登録料は 2014 年 2 月 28 日の引落としとなるが、引落しができない場合は登録が完了せず、よって大会参加も認められない。期間外登録については、当該チームへ個別に JBCF 事務局より連絡をする。

(4) 各大会の参加料の引落日は、最新のレースカレンダーおよび大会実施要項を参照のこと。

3. 参加資格

(1) 2014 年度登録完了者、及び JBCF が特別に認めた者

注) JBCF 登録の前提となる（公財）日本自転車競技連盟の競技者ライセンス取得の申請済みで、発行が未済の場合、申請を示す書類（申請控え等）を大会受付に提示し、JBCF が認定した場合は、本大会への参加が可能。

4. 競技方法

(1) 競技規則は（公財）日本自転車競技連盟の規則および大会特別規則により実施する。

(2) レーススタート時間、表彰式開始時間は、変更の可能性があるので注意すること。

J ツアー規定により下記を実施するので、対象者は遅滞無くスタート位置に集合すること。

【JPT】 ルビーレッドジャージ着用選手：選手紹介、インタビュー、及び最前列からスタートする権利
個人総合ランキング 2～10 位：選手紹介、第 2 列からスタートする権利
ピュアホワイトジャージ着用選手：各選手紹介、第 2 列からスタートする権利
団体総合 1 位チーム：チーム紹介、第 3 列からスタートする権利

【JET】 **ネクストイエロージャージ着用選手：選手紹介、インタビュー、及び最前列からスタートする権利**
年間総合ランキング 1 位チーム：チーム紹介、最前列からスタートする権利

【JFT】 シスターローズジャージ着用選手：選手紹介、最前列からスタートする権利

【JYT】 アクアブルージャージ着用選手：選手紹介、最前列からスタートする権利

※ナショナルチャンピオンジャージの着用は選手の義務とする。なお、JBCF ロードシリーズジャージ着用権利と重複した場合はナショナルチャンピオンジャージの着用を優先する。

(3) 参加者は（公財）日本自転車競技連盟公認のヘルメットを着用の事。即ち、『JCF 公認シール』が貼られている物を使用すること。また、ヘルメットの破損、損傷などによる使用の判別は各自で管理のこと。

- (4)自転車の安全点検は行わないので各自の責任で整備する事。
- (5)出走前に規則違反の自転車、使用部品、衣服等が競技役員より指摘された場合にはペナルティの対象になるので注意すること。
- ※ハンドルバーは伝統的形状の（ドロップ・ハンドルバー）を使用、ハンドルバー・エクステンションは1km/500m/個人、チーム・パーシュートのトラック種目とロード・タイムトライアルでの使用が認められる。
- (6) ジュニア、ユースの選手のギア規制は、JCF の 2014 年競技規則に準ずる。なお、この規制は混走時でも適用する。また、レース前とレース後（入賞者）のギヤチェックを行う。
- (7)飲食料の補給について
補給員は各チーム 2 名とする、補給員はカメラなど補給に不要な物の携帯は認めない、補給員は動かずに補給を行う事。補給員は自身のチームジャージを着用する事。補給所（フィードゾーン）は 30km にあたる周回～残り 1 周回まで認める、補給は左側より行う。補給員には判別用 ID を毎大会ごとに配付する（JPT にはシーズン初めに配付し、シーズン終わりに回収）、なお補給員の数はレースごとの出走選手数に基づき次のように制限する【4 人以下=1 名、5 人以上=2 名】※補給員用 ID は大会ごと返却のこと。
- (8)エントリーリストは JBCF ホームページで発表するので、申し込んだ選手やチーム代表者は必ずチェックすること。
- (9)周回遅れとなった者は失格とする。また、コース上に於いて移動審判から失格を通告された場合も同様とする。
- (10)ゴミの処分については補給所（フィードゾーン）前後に置くことができる。決して投げないこと。違反の場合ペナルティの対象とする。
- (11)パレードスタートなどがある場合は実施要項や監督会議で通達する。
- (12)ドーピング検査について
競技規則の“JCF トラック、JCF ロードランキング対象国内大会”に記載のある大会ではドーピングの検査をする可能性がある。（2013 規則集では P221 参照）
- (13)救護体制についてのお願い
当日配付されるゼッケンの裏に右図を参考に『氏名（自筆、署名）、緊急連絡先（本人以外）、配慮して欲しい点（アレルギー、使えない薬など）』のご記入にご協力ください。緊急時に円滑に対応するために応急処置の判断材料として使用させていただきます。



5. 競技規則詳細

- (1)JCF ライセンス不携帯
大会へのライセンス不携帯（申請書の控えはライセンスの代わりとなる）については、「JCF の競技規則、第 2 章、第 5 条、(2)」の対象となり参加費と同額のペナルティを支払えばそのレースの出走を許可する。（※選手の登録状況は大会受付で調べるので写真付の身分証を提示すること）
- (2)受付時にはライセンスの確認をする。競技終了後には必ずフレームプレート、計測タグを返却すること。計測タグ等を返却しない場合は実費請求とする。（ボディ布ゼッケンは返却不要）
※なお受付時には計測タグ、フレームプレートとボディゼッケンを配付する。（ボディゼッケン用の安全ピンは必要な者へのみ配付する）
- (3)競技中に於ける傷害、疾病については応急処置をとるがそれ以後の処置については本人の責任で行うこと。また健康保険証は必ず持参すること。
- (4)競技者の服装と装備
アームウォーマーの着用 はシーズン通して許可する。レッグウォーマーの着用 は JCF のルールで原則は不可であるが、着用を許可する場合のみ監督会議やコミュニケにて発表する。通常のレーサーパンツは膝上までのパンツの事で、膝が出ている必要がある。なお、怪我の治療などのため特別にレッグウォーマーの着用を要求する者は、出走サインまでに審判長・競技委員長に申し出ること。ハイソックスについては膝とくるぶしの間点より上を覆う物は認めない。空気抵抗を減じるなど競技者能力に影響をあたえるため、または競技者の身体を強制するため（圧迫、引張、支持）の、付加的な衣類または物は禁じる。
- (5)競技走行中の撮影
安全の観点により、競技走行中の競技者による撮影行為は禁止する。機器の取り付け・撮影行為の確認により競技者は DSQ（=失格）扱いとし、競技者・チームに対してペナルティを科す。後日、動画サイト等にアップロードされていることが確認された場合も同じ対応とする。
- (6)各レースで発生したすべてのペナルティについては、リザルトに表記し会場にて掲示する。掲示された対象選手のチーム代表、もしくは代理者は、ペナルティ料(以前のレースであれば、それも含め)を大会受付にて支払うこと。支払いが完了するまでレースの出場を認めない。コミュニケ、リザルトに表記する。

(7)出走サインの無記入

出走サインを時間内にしなかった場合、その選手は出走することが出来ない。ただし、出走サインは契約書であり、規則、ドーピング規定を遵守するという重要な意味合いがあるため、以下のように運用する。クラスタ P1、E1、E2：出走サイン無記入の者は、DSQ (=失格) 扱いとする。クラスタ E3、F：出走サイン無記入の者は、大会参加料と同等のペナルティを科すことで特例として出走を認める。なお、ジュニア、ユースクラスタにあっても、参加費と同額のペナルティを科する。

(8)使用機材について

使用可能機材については不定期に更新されているので、最新の情報は『JCF ホームページ <http://jcf.or.jp/?p=30006> 及び『UCI ホームページ ↓』

<http://www.uci.ch/Modules/BUILTIN/getObject.asp?MenuId=MTYwNzQ&ObjTypeCode=FILE&type=FILE&id=NjczMDE&LangId=1>

を確認、参考にしてください。なお、選手層が広範なクラスタの JBCF ではクラスタレベルにより規則の浸透に差があるため、下位クラスタではそれを考慮した規則運用をする場合がある、(安全性に関わらない抵触では、公式記録として認定しないが出走させる等により、指導、啓発をすすめレベルアップ図ってゆく。)

また、使用する機材の整備等については各自の責任で管理の事。

(9)機材の補給はニュートラルサポートカー並びにバイクを JBCF で準備する(但し先頭集団に対応) チームカーは入れない。その他の選手は各自で対応のこと。レース中の機材修理は後続選手の進路を妨げないよう、十分に注意し路肩で作業すること。なお、レース形態によってはその限りではない。

(10)入賞者が無断で表彰式に参加しないときには、*ペナルティを科す。事前連絡、代理は除く。*ペナルティ：「JCF 付表 3 36.公式式典に参加しない 競技者：100Sfr+賞金の没収」

(11)原則として異議の申立ては出来ない。

(12)予測できない事故や天候の変化により競技運営が不可能と競技委員長が判断した場合、大会を中止または内容を変更することがある、この場合参加料は返金しない。参加料引落日が大会日の後に設定されている場合も同様である。

(13)著作権については JCF の取扱規則に準じる。

(14)個人情報、肖像権の管理について

本連盟が取得した個人情報は、資格の確認及び諸連絡を行うために使用する。また、氏名、生年月日、所属、競技成績、競技歴、写真などを広報目的と大会運営に使用し、大会においてはこれらの情報をホームページ、ポスター、プログラム、コミニク等に掲載する。なお、新聞等各種媒体、メディアに掲載される場合もある。なお、レース当日出走サインシートに記名することでこの事項を承諾したこととする。

6. 大会表彰

(1) ロードレースは、主催・共催大会で賞金を付与する。普及大会については大会規定による。

(2)トラックレースは、全日本トラックのみ賞金を付与する。

(3) 賞状は、全ての大会(ロード・トラック)において用意する。

(4)表彰式は原則としてレース終了後すぐに実施するので対象選手は表彰会場付近で待機すること、なお、着替えなどする場合は予め担当役員にその旨伝えること。

7. 出場推薦

(1) 他のレース主催団体から JBCF 所属チームに対し推薦要請があった場合は、必要に応じ以下(2)(3)のようにその推薦チームを決定し、他主催団体へ推薦を行う。ただし、当該大会への招待、及び出場に関する判断は、その主催団体の行い、結果についても、原則として、その主催団体からの通知となる。また、参加に対する諸費用については、JBCF で の負担は行わない。

(2) 主催者から申請があった場合、原則として、その大会の推薦締切日に申請準備が間に合う時間を考慮した時点での JPro Tour チーム総合ランキング上位から順次行う。

(3) 推薦したチームが、何らかの理由で出場を辞退した場合は、次位のチームを繰り上げ推薦する。次位チームも辞退した場合は次々チームとし、以下同様に繰り上げ推薦を行う。